

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 2 4 日制定

(目的)

第 1 条 本要綱は、外国人材の受入れを行う中小企業者等が実施する外国人材に対する日本語教育に係る経費の一部を補助することにより、言語の違いによる課題の解決を図り、外国人材の職場への定着及び地域への円滑な順応を支援し、もって本市の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本金額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の法人

イ 個人事業主

(2) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）別表第一の二に規定された在留資格のうち、「技能・人文知識・国際業務」、「特定技能」又は「技能実習」のいずれかに該当する者。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号の全てに該当する中小企業者等とする。

(1) 防府市内に事業所を有すること。

(2) 現に外国人を雇用し、今後も継続して雇用する意思があること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 防府市暴力団排除条例（平成 2 3 年防府市条例第 2 1 号）第 2 条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2

3 年法律第 1 2 2 号) 第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を営む者でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内に所在する事業所等で外国人材に対して行う日本語教育（オンラインでの実施を含む。）で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 日本語教育を受ける外国人材（以下「受講者」という。）は、補助対象者に直接雇用されており、雇用開始から 3 年以内で、市内に所在する事業所に勤務する者であること。（補助対象事業の開始日までに就業を開始する予定の者を含む。）

ただし、同一外国人材に対する本補助金の交付は 2 年度までとする。

(2) 受講者の語学レベルに応じたカリキュラムが提供されるものであること。

(3) 受講者から費用を徴収しない事業であること。

(4) 外国人技能実習法施行規則第 1 条第 7 号の入国後講習として実施するものでないこと。

(5) 本補助対象事業が、国又は他の地方公共団体等が実施する他の補助金等の対象事業となっていないこと。

(6) 第 8 条の規定による事業認定を受けた日以降に着手する事業であること。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、市長が補助対象事業の実施に必要なかつ適当と認めた経費とし、かつ、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(補助対象期間)

第 6 条 補助金の交付の対象となる期間は、第 8 条の規定による事業

認定を受けた日から、当該認定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

（補助金額）

第7条 補助対象者に交付する補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同一年度内において1事業者あたり10万円を限度とする。

（補助対象事業の認定）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、原則、事業実施日の1か月前までに防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（別紙1）
- （2） 日本語学習機関等が発行する教室案内等、事業内容等がわかるもの
- （3） 補助対象経費が確認できる見積書の写し、その他補助対象経費の積算の根拠となる書類
- （4） 受講者の在留カードの写し
- （5） 受講者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し等（日本語で作成又は日本語が併記されたものであること）
- （6） 市税の滞納のないことの証明書
- （7） 誓約書（別紙2）
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定通知書（第2号様式）により通知し、適当でないと認めるときは防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定申請却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定に条件を付することができる。

(補助事業の内容変更)

第9条 前条第2項の規定による認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）が、補助対象事業の内容を変更する場合は、事前に防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業変更承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

2 前項の軽微な変更等は、次の各号いずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助金額の変更を伴わない事業内容の変更であって、事業目的の達成に支障をきたすことがないと認められる場合

(2) 補助事業の内容変更を伴わない20パーセント以内の事業費の減額

(3) その他市長が認める場合

3 市長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。

(認定の辞退)

第10条 認定事業者は、補助対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定辞退届出書（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(交付申請)

第11条 認定事業者は、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は完了した日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書（別紙3）

(2) 事業を実施したことを証する書類（終了証の写し又は写真等）

(3) 補助対象経費の支払いを証する書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第12条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により通知し、また、不適当と認めるときは、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金不交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた補助事業者は、速やかに防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、その決定を取り消すことができる。

(1) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。

(2) 認定及び変更承認に際して付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の申請に偽り、不正、その他不適当な行為があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金返還請求通知書（第11号様式）により期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。

(報告及び調査)

第 15 条 市長は、事業実施期間中において補助対象者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

2 市長は事業の完了した日から 5 年以内において、補助金の交付を受けた中小企業者等に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助対象者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

	補助対象経費
日本語学習事業	講師謝金 講師旅費 テキスト代 会場借上費 受講料 印刷製本費 委託料 選考料 入学金 その他市長が特に認めるもの

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

（〒 — ）

所 在 地

申請者 名 称

代 表 者 名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先（電話番号）

担 当 者 名

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定申請書

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金に係る認定を受けたいので、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助対象事業の実施期間	（開始予定又は実施日）	年 月 日
	（完了予定日）	年 月 日
事業に要する経費（税込）【A】	円	
補助対象経費（税抜）【B】	円	
補助金申請額【 $B \times 1/2$ 】 （千円未満切捨）	円 <u>※100,000円を超える場合は100,000円と記入してください。</u>	

- （添付書類）
- 1 事業計画書（別紙1）
 - 2 日本語学習機関等が発行する教室案内等、別紙1に記載する事業内容等がわかるもの
 - 3 補助対象経費が確認できるもの（見積書の写し等）
 - 4 受講者の在留カードの写し
 - 5 受講者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し等
 - 6 市税の滞納のないことの証明書
 - 7 誓約書（別紙2）

事業計画書

1. 受講する研修

申請者名称			
資本金又は出資額	円	常時使用する従業員数	人
事業実施場所	※複数ある場合は列記すること		
事業内容			
実施機関名			
受講者	市内事業所名等 就業場所	在留資格 (該当するものに✓)	氏名
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
事業の目標水準 ・期待される効果			

※ 受講者多数の場合は、別紙で添付してください。

※ 受講者の在留カードの写し及び労働条件通知書又は雇用契約書の写し等、就業期間及び場所が確認できるものを添付してください。

別紙1（2枚目）

2. 研修に要する経費

（単位：円）

経費区分	内容（内訳）	事業に要する経費 （税込）	補助対象経費 （税抜）
講師謝金			
講師旅費			
テキスト代			
会場借上料			
受講料			
印刷製本費			
委託料			
選考料			
入学金			
その他			
合計		【A】	【B】

※ 記載した経費が確認できる見積書の写し等を添付してください。

誓約書

年 月 日

必ず内容を確認し<u>署名または記名・押印</u>をお願いします。 ※<u>法人は社名及び代表者名</u>	氏名 印 ※<u>氏名がゴム印の場合は代表者印の押印をお願いします。</u>
以下の内容を了承します。 1 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。 2 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。 3 私は、同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定（採択を含む）を受けておりません。また、今後も同一の内容で補助金を重複受給しません。 4 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。 5 私は、直接雇用し、市内の事業所を就業場所とする外国人材に対する日本語教育を行うため、この補助金を申請します。 6 私は、本補助金の認定通知に付された条件に違反したときは、交付を受けた補助金を返還します。	

(防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金)

第2号様式（第8条関係）

防商第 号
年 月 日

申請者名称

代表者氏名

防府市長

印

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業の認定について、下記のとおり補助対象事業として認定したので、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 事業に要する経費（税込） 円
- 3 補助対象経費（税抜） 円
- 4 補助認定額 円
- 5 認定に係る条件等

第3号様式（第8条関係）

防商第 号
年 月 日

申請者名称

代表者氏名

防府市長

印

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業の認定については、下記の理由により認定できませんので、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由

年 月 日

（宛先）防府市長

（〒 — ）

所 在 地

申請者 名 称

代 表 者 名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け防商第 号で通知のあった防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金対象事業の認定について、下記の理由により変更したいので、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

3 補助対象経費 変更前： 円
変更後： 円

4 交付を受けようとする補助金の額 変更前： 円
変更後： 円

5 添付書類

年 月 日

（宛先）防府市長

（〒 — ）

所 在 地

申請者 名 称

代 表 者 名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金事業認定辞退届出書

年 月 日付け防商第 号で通知のあった防府市中小企業外国人材
日本語学習支援事業補助金対象事業の認定について、下記の理由により辞退したいの
で、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第10条の規定により
届け出ます。

記

辞退の理由

年 月 日

（宛先）防府市長

（〒 — ）

所在地

申請者 名称

代表者 名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付申請書

年 月 日付け防商第 号で認定のあった防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金の交付を受けたいので、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 補助対象事業の状況

補助対象事業の実施期間 ※研修の期間を記入してください。	年 月 日から 年 月 日まで
事業に要した経費（税込）【A】	円
補助対象経費（税抜）【B】	円
補助金交付申請額【 $B \times 1/2$ 】 千円未満切捨	円

（添付書類）

- 1 実績報告書（別紙3）
- 2 事業を実施したことを証する書類（終了証の写し又は写真等）
- 3 補助事業の支払いを証する書類

※ 補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は完了した日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。

実施報告書

1. 受講する研修

申請者名称			
事業実施場所			
事業内容			
事業実施期間			
参加者	市内事業所名等 就業場所	在留資格 (該当するものに✓)	氏名
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
		☐ 技能・人文知識・国際業務 ☐ 特定技能 ☐ 技能実習	
事業の目標水準			
成果	受講・開催の成果を簡潔に記入してください。（報告書などの添付での代替可）		

※ 参加者多数の場合は、別紙で添付してください。

別紙３（２枚目）

２．研修に要した経費

（単位：円）

経費区分	内容（内訳）	事業に要する経費 （税込）	補助対象経費 （税抜）
講師謝金			
講師旅費			
テキスト代			
会場借上料			
受講料			
印刷製本費			
委託料			
選考料			
入学金			
その他			
合計		【A】	【B】

※ 上記経費の支払いを証する書類（領収書、払込票の写し等）を添付してください。

防商第 号
年 月 日

申請者名称

代表者氏名

防府市長

印

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付申請については、下記のとおり交付することを決定したので、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 認定事業者は、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

防商第 号
年 月 日

申請者名称
代表者氏名

防府市長 印

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付申請については、下記の理由により不採択となりましたので、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

不採択の理由

年 月 日

(宛先) 防府市長

	所	在	地
申請者	名		称
	代	表	者
	担	当	者
	電	話	番
		号	

年 月 日付け防商第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

1	補助金の名称	防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金		
2	交付決定額	金		円
3	請求額	金		円
4	口座振替金融機関			

金融機関	銀行・金庫 農協 支店 () ()							
預金種別	普・当・()	口座番号						
(ふりがな)								
名義人								

防商第 号
年 月 日

申請者名称
代表者氏名

防府市長 印

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け防商第 号で補助金の交付の決定をした防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金について、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

補助金交付 確定金額	金 円
取消金額	金 円
取消後の 交付金額	金 円
取消理由	

防商第 号
年 月 日

申請者名称
代表者氏名

防府市長 印

防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金返還請求通知書

年 月 日付け防商第 号で補助金の交付の決定をした防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金について、防府市中小企業外国人材日本語学習支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

返還金	金 円
返還期日	年 月 日 まで
補助金の既交付金額	金 円
及び交付年月日	年 月 日
補助金交付確定金額	金 円
注 記	